

国立大学法人東京農工大学研究生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究生規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第5条 前条の入学志願者については、当該<u>学府教授会、<u>連合農学研究科教授会又は学部教授会</u></u>(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(研究期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に基づく期間の延長は、当該<u>教授会</u>の議を経て、<u>当該学府長等</u>が許可する。</p> <p>(退学)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、当該<u>教授会</u>の議を経て、学長が退学を命ずることが<u>ある</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(研究証明書の交付)</p> <p>第11条 <u>学府長等</u>は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。</p>	<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第5条 前条の入学志願者については、当該学府若しくは<u>連合農学研究科</u>(以下「<u>学府等</u>」という。)又は学部がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(研究期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に基づく期間の延長は、当該<u>学府等又は学部</u>の議を経て、<u>学長</u>が許可する。</p> <p>(退学)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、当該<u>学府等又は学部</u>の議を経て、学長が退学を命ずることが<u>できる</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(研究証明書の交付)</p> <p>第11条 <u>学長</u>は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。</p>

附 則 (教規程第9号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。